

特集《弁理士の拡大された業務範囲》

# 商標法第4条第1項第14号の規定 に係わる弁理士の実務

平成24年度 農林水産知財対応委員会 神崎 正浩



## 要約

商標法第4条第1項第14号の拒絶理由は、第31類の「種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽」に集中しています。

この商品に関連した商標の調査が依頼されたときは、必ず、農林水産省の品種登録名称のデータを出力して下さい！

## 目次

1. 品種名称は無視？
2. 想像して下さい！
3. 商標法第4条第1項第14号
4. 種苗法第22条第1項と、同法第4条第2号・第3号について
5. 種苗に類似する商品はなに？
6. 審査官と面談して！
7. 審査基準をお忘れなく！
8. 商標審査基準室に確認しました！
9. 商品を考察しましょう！
10. 農林水産省の品種登録検索システムを使いましょう！

### 1. 品種名称は無視？

種苗法に基づく品種登録制度による品種登録件数は、平成24年3月31日付で、21743件です。商標と比較すると、かなり少ないです。そして、草花類と観賞樹を除くと、4788件ほどになってしまいます。この品種名称の登録では、図形はそもそも登録できませんし、読みにくいとか、認識しにくい等、品種名称にそぐわない名称も登録されません。

この様に、品種登録件数が極めて少ないことから、商標とバッティングする機会も稀であり、殆ど考慮する必要が無いように思われている雰囲気があります。私も、26年間に渡り商標の調査、出願業務を行ってきましたが、種苗法による品種名称に関係した拒絶理由通知を受けた事はありませんでした。

### 2. 想像して下さい！

しかし、皆さんが、ある商標の調査を依頼された場合を想像して下さい。分類を特定し、いつもの様に特

許庁のIPDL、InterMark、THOMSON BRANDY等のデータを出力して、同一又は類似する商標が存在しない事を確認しました。依頼者に商標権を取得できる旨を伝えたところ、とても喜んでくれて、急いで商標出願を実施しました。

当然、登録査定の処分になると思っていましたが、なんと拒絶理由が通知されてきました。その理由は、商標法第4条第1項第14号……。依頼者は、「先生が商標権を取得できると判断したから商標出願を実施したのに、どうしてくれるんですか！」と怒ってしまいました。こんな事態を想像するだけで、とても怖いです。

### 3. 商標法第4条第1項第14号

商標法第4条第1項第14号は、商標登録を受けることができないものとして、「種苗法第18条第1項の規定による品種登録を受けた品種の名称と同一又は類似の商標であって、その品種の種苗又はこれに類似する商品若しくは役務について使用をするもの」と規定しています。

この商標法第4条第1項第14号は、農林水産省で管轄している種苗法に基づく品種登録制度と深く関わっている規定であり、弁理士の実務において、十分に注意しなければならない事項です。弁理士が当然に確認しなければならないデータは、特許庁における商標のデータだけではありません。農林水産省にも、そのデータが存在しているのです。

今回は、種苗法に基づく品種登録制度を前提にして、弁理士が商標の調査・出願等を実施するときに、

注意しなければならない点をいくつか解説します。農林水産省のデータを確認した事がない方がおられましたときは、是非、御一読戴けると幸いです。

#### 4. 種苗法第22条第1項と、同法第4条第2号・第3号について

種苗法第22条第1項は、登録品種の種苗を譲渡等する場合には、当該登録品種の名称を使用しなければならない旨を規定しています。この規定は、登録品種と他の品種を明確に区別することで、種苗の取引の安全を確保しつつ、流通の混乱を防止することを目的としています。種苗は、その外観からだけでは、品種の区別がつかないものが多いです。特定の品種を識別する際には、品種の名称が決め手になるのです。

そして、品種登録を受けている種苗の取引において、誰もがその品種の名称を使用できる状態になっており、育成者権者に品種の名称の独占的な使用を認めるものではありません。この点において、特定の個人や法人に独占的な使用を認める商標権と、全く性質が異なります。

従来に存在していなかった優良な品種を育成した者は、その新しい品種についての名称を考え、出願品種の名称として登録します。この登録された名称は、登録品種の種苗を譲渡等する場合に、その使用が義務付けられていますので、皆で広く使用されていきます。そして、登録された名称は、当該品種の普通名称になっていくのです。

この様に、登録された名称は、当該登録品種の種苗を譲渡等する場合において、その名称の使用が義務付けられているので、誰もがその品種の名称を使用できる状態になっていなければなりません。

そして、誰もがその品種の名称を使用できる状態を維持するためには、当該名称について、特定の個人や法人に独占的な使用権が生じてしまう事態の発生を防止しなければなりません。そのための調整規定が、種苗法第4条第2号・第3号であり、特定の個人や法人に独占的な使用権を生じさせる商標を、登録の対象から除外しているのです。

一方、商標は、商標権者に、特定の商品や役務について独占的な使用を認めることから、誰もが自由に商標を使用できる状態になってしまう事態の発生を防止しなければなりません。そのための調整規定が、商標法第4条第1項第14号であり、誰もがその品種の名

称を使用できる状態を許容する品種の名称を、登録の対象から除外しているのです。

#### 5. 種苗に類似する商品はなに？

種苗法第4条第2号・第3号は、以下のように規定しています。

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

- 二 出願品種の種苗に係る登録商標又は当該種苗と類似の商品に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。
- 三 出願品種の種苗又は当該種苗と類似の商品に関する役務に係る登録商標と同一又は類似のものであるとき。

そして、出願品種の名称が、種苗法第4条第1項各号の規定に該当するか否かを判定するための基準として、農林水産省が定めている品種名称審査基準が存在します。この中で、種苗に類似する商品として、下記の別表が公表されています。

#### (別表)

1 種苗に類似する商品

品種の種苗	類似する商品
稲の種子類及び苗	米(30類)
麦類及びえん麦の種子類	玄麦(30類) 米及び玄麦以外の穀物(31類)
米並びに麦類及びえん麦以外の穀物(あわ、きび、そば、とうもろこし、ひえ、もろこし)を生産物とする植物の種子類及び苗	米及び玄麦以外の穀物(31類)
豆(大豆、小豆、えんどう豆、いんげん豆、そら豆、落花生)を生産物とする植物の種子類及び苗	豆(29類)
未成熟豆(枝豆、未成熟のいんげん、未成熟のえんどう、未成熟のそら豆)を生産物とする植物の種子類及び苗	豆(29類) 野菜(31類)
野菜(きのこ類を含み、いちご、メロン、すいかを除く。)を生産物とする植物の種子類及び苗	野菜(31類)
砂糖きびの苗、てんさいの種子類	砂糖きび、てんさい(31類)
茶の苗	茶の葉(31類)
ホップの種子類及び苗	ホップ(31類)
果実(いちご、メロン、すいかを含む。)を生産物とする植物の種子類及び苗	果実(31類)
海そうの種子類	海そう類(31類)
牧草(芝及びぬかほを含む)の種子類及び苗	芝、牧草(31類)
草、花又は木の種子類及び苗	草、花、木(31類)

2 種苗又は種苗と類似の商品に関する役務

品種の種苗	類似する役務
すべての植物の種子類及び苗	苗の仕立て(44類) (注)「苗の仕立て」には種子のコーティング等の加工、薬剤処理を含む。
草、花又は木の種子類及び苗	観賞植物の賃貸(44類)
野菜又は果実を生産する植物及び花の種子類及び苗	農産物の輸送(39類)

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/info/meisyou/manual.html#syouhin>

農林水産省において出願品種の名称を審査するときに、種苗に類似する商品は何なのであるかについて、下記のように明確にしているのです。

(品種の種苗)	(類似する商品)
稲の種子類及び苗	⇒米 (30 類)
麦類及びえん麦の種子類	⇒玄麦 (30 類), 米及び玄麦以外の穀物 (31 類)
米並びに麦類及びえん麦以外の穀物 (あわ, きび, そば, とうもろこし, ひえ, もろこし) を生産物とする植物の種子類及び苗	⇒米及び玄麦以外の穀物 (31 類)
豆 (大豆, 小豆, えんどう豆, いんげん豆, そら豆, 落花生) を生産物とする植物の種子類及び苗	⇒豆 (29 類)
未成熟豆 (枝豆, 未成熟のいんげん, 未成熟のえんどう, 未成熟のそら豆) を生産物とする植物の種子類及び苗	⇒豆 (29 類), 野菜 (31 類)
野菜 (きのこ類を含み, いちご, メロン, すいかを除く。) を生産物とする植物の種子類及び苗	⇒野菜 (31 類)
砂糖きびの苗, てんさいの種子類	⇒砂糖きび, てんさい (31 類)
茶の苗	⇒茶の葉 (31 類)
ホップの種子類及び苗	⇒ホップ (31 類)
果実 (いちご, メロン, すいかを含む。) を生産物とする植物の種子類及び苗	⇒果実 (31 類)
海そうの種子類	⇒海そう類 (31 類)
牧草 (芝及びぬかほを含む) の種子類及び苗	⇒芝, 牧草 (31 類)
草, 花又は木の種子類及び苗	⇒草, 花, 木 (31 類)

この別表は、種苗に類似する商品は何なのであるかを明確にしておりますが、農林水産省において、出願品種の名称を審査するときの基準ですので、特許庁において審査する商標法第4条第1項第14号の規定に、そのまま適用できるものではありません。商標法上の商品に類似する種苗の内容を明確にしたものではないのです。

しかし、商標の調査が依頼されたときに、弁理士として、農林水産省の品種登録名称のデータを確認する必要性を示唆しているとても解り易い資料だと思います。今回の原稿の目玉商品は、この農林水産省が定めている品種名称審査基準の別表です。是非、この別表を印刷して、目のつく所に置いて下さい。

そして、下記の商標の調査が依頼されたときは、是非、農林水産省の品種登録名称のデータを出力して、調査の対象である商標と、同一又は類似する品種登録名称が存在するかどうかを確認して下さい。

第 29 類…豆

第 30 類…米, 玄麦

第 31 類…米及び玄麦以外の穀物, 野菜, 砂糖きび, てんさい, 茶の葉, ホップ, 果実, 海そう類, 芝, 牧草, 草, 花, 木

## 6. 審査官と面談して!

先日、特許庁の審査官と話をする機会がありましたので、上記した農林水産省の(別表)を見てもらい、これに該当する資料が特許庁にあるかどうかを質問したところ、「農林水産省の(別表)のような資料は無い」との回答でした。

「それでは、商標法第4条第1項第14号の規定に該当することを理由とする拒絶理由は、具体的にどのような商品に通知されているのですか?」と質問をしたところ、その多くが、下記の商品に通知されている事を教えてくれました。

第 31 類 33C01…種子類

33D01…木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽

上記した「種子類, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽」等は、その植物の種類を何ら特定していません。要するに、土の中に入れて成長する植物の種子や苗等が、全て含まれているのです。

この点において、作物の全体を下記のように分類している農林水産省の品種登録と大きく異なっています。

1. 食用作物
2. 工芸作物
3. 桑
4. 野菜
5. 果樹
6. 飼料作物
7. 草花類
8. 観賞樹
9. 林木
10. 海草
11. きのこと類

皆さん、商標法第4条第1項第14号の拒絶理由は、第31類の「種子類, 木, 草, 芝, ドライフラワー, 苗, 苗木, 花, 牧草, 盆栽」に集中しているようです。従



いまして、第31類の「種子類、木、草、芝、ドライフラワー、苗、苗木、花、牧草、盆栽」に関連した商標の調査が依頼されたときは、必ず、農林水産省の品種登録名称のデータを出力して、調査の対象である商標と、同一又は類似する品種登録名称が存在するかどうかを確認して下さい。

## 7. 審査基準をお忘れなく！

商標法第4条第1項第14号の審査基準には、下記のように記載されています。

1. 種苗法第18条第1項の規定により品種登録を受けた品種の名称については、その登録期間が経過した後は、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するものとする。

従いまして、特許庁の審査官は、品種名称のデータを、その商品の普通名称であるかどうかの判断と、その商品の産地、品質等を普通に用いられる方法で表示するものであるかどうかの判断にも活用しています。

例えば、第30類の「米」を指定商品としている商標の審査において、特許庁の審査官は、農林水産省の品種登録名称のデータを確認します。この時、審査対象となる（品種の種苗）、換言すると、商品に類似する種苗は、食用作物における「稲の種子類及び苗」、具体的には「稲種」であることが予想されます。

そして、商標と、品種登録を受けている品種の名称が類似している場合において、品種登録を受けた品種の名称の登録期間が経過しているときは、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当する拒絶理由を通知することもあるのです。

この様に、農林水産省における品種名称のデータは、特許庁において、商標法第4条第1項第14号の適用と、商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の適用のいずれにも活用されていますので、両規定を忘れずに強く意識して下さい。

## 8. 商標審査基準室に確認しました！

ところで、上記の審査基準は、「品種の名称の登録期間が経過しているときは」と記載されていますので、特許庁の商標審査基準室に連絡を入れて、登録期間が経過する前の取り扱いを聞いてみました。

その回答は、「上記の審査基準は、登録期間が経過す

る前は、商標法第3条第1項第1号又は3号を適用してはならないという趣旨ではなく、その登録期間が経過する前であっても、審査官が、当該出願に係る商標が指定商品の普通名称又は品質表示であるとの十分な情報が得られれば、商標法第3条第1項第1号又は3号が、4条第1項第14号と併せて適用される場合もあり得ます。」ということでした。

この原稿の「4.」の部分で、種苗法で登録された名称は、登録品種の種苗を譲渡等する場合に、その使用が義務付けられているので、皆で広く使用されて、当該品種の普通名称になっていく旨を記載しましたが、特許庁における商標の審査においても、同じ様に考えている事が窺えます。

## 9. 商品を考察しましょう！

農林水産省の品種登録で分類している下記の作物について、「収穫物⇒加工品」のそれぞれの具体的な商品を考察して下さい。

1. 食用作物
2. 工芸作物
3. 桑
4. 野菜
5. 果樹
6. 飼料作物
7. 草花類
8. 観賞樹
9. 林木
10. 海草
11. きのこと類

例えば、作物としての「稲」は、「1. 食用作物」に、「稲種」として含まれています。この「稲種」の「収穫物」としては「米」、加工品」としては、例えば、「弁当、せんべい、日本酒、焼酎」等が予想されます。

他の作物の「収穫物」としては、例えば、「大麦」、「小麦」、「野菜」、「果実」、「いも」等が予想されます。これらの「加工品」としては、例えば、「ビール」、「菓子」、「パン」、「穀物の加工品」、「加工野菜」、「ジャム」、「アップルパイ」、「ポテトチップ」等が予想されます。

前記した「1. 食用作物」の「稲種」の品種登録の効果は、基本的に「加工品」にまで及びません。農林水産省の品種登録は、作物の種類を詳細に分類してその作物自体を保護していますが、その作物の「加工品」は考慮していないのです。

従いまして、「稲種」の「加工品」としての「弁当、せんべい、日本酒、焼酎」等については、商標法上の商品として捉え、必要に応じて商標として対応する必要があります。

農林水産省の現場では、どちらかというと、特定の

名称を皆で広く使用しながら、当該名称の知名度を上げて行こうとする品種登録制度の考え方が浸透しているように感じます。

イチゴの「あまおう」(品種登録第12572号)のように、「福岡S6号」という記号的な名称を登録品種の名称として登録する一方、加工品を含む具体的な商品について商標権で保護を図っている例もありますが、その数は多くありません。

この様に、特定の名称を皆で広く使用して行こうとする意識の強い業界においては、独占権の性質を前面に押し出して商標の説明をしても、十分に理解してもらえない事が多々あります。

農林水産業の現場におきましては、登録されている品種名称を基本としつつ、その「加工品」を商標としてカバーしていく説明をすると、商標を利用する価値が理解され易くなるのではないのでしょうか。

## 10. 農林水産省の品種登録検索システムを使いましょう!

それでは、一例として、商標「千葉小町」(指定商品…「米」)の調査が依頼された場合を想定して、具体的な作業をシミュレーションしてみます。

### A. 調査分類の特定

「米」は、第30類の「米…33A01」に該当しますので、「33A01」のデータを出力します。また、「米」は、備考において、「強化米」に類似と推定する旨の記載がありますので、「32F03」のデータも出力します。

### B. 加工品についての対応

「米」の「加工品」として、例えば、「弁当、せんべい、日本酒、焼酎」等が予想されますので、その旨を依頼者に説明し、必要に応じて、下記のデータを出力します。

第30類の「弁当…32F06」

第30類の「せんべい…30A01」

第33類の「日本酒(焼酎を含む)…28A01」

### C. 品種登録検索システムの利用

上記したA、Bの作業で、同一又は類似する商標が検索されなかった場合、品種登録検索システムを利用して、品種名称のデータを出力します。

c 1. 「農林水産省 品種登録ホームページ」を開いて、「品種登録データ検索」をクリックします。

農林水産省  
品種登録ホームページ

品種登録制度について 出願・審査に関するご案内 育成者権保護に関する情報 データ検索

リンク サイトマップ English

ホーム >> 出願・審査に関するご案内 >> 出願料・登録料・手数料一覧

よくつかう項目 トップページ

官報公表情報

品種登録データ検索

様式一覧

審査基準・特性表

名称審査について

料金一覧

統計資料

よくある質問

お問い合わせ先

サイトマップ

出願・審査に関するご案内 / 出願料・登録料・手数料一覧

※ 収入印紙は消印しないでください。消印されたものは受領できません。

1. 出願料 1品種 47,200円

2. 登録料  
育成者権を維持するためには、定められた登録料を納付してください。

ア. 年間登録料		イ. 登録料の納付期間	
登録後の年度	年間登録料	登録後の年度	納付期限
1~3年目	各年 6,000円	1年目	品種登録の日から30日以内
4~6年目	各年 9,000円	2年目	各年の登録日応当日以前
7~9年目	各年 18,000円		
10~30年目	各年 36,000円		

○ 納付期限までに登録料が納付されない場合は、育成者権が取り消されます。ただし、2年目以降は納付期限後6ヶ月以内に、登録料に加え同額の割増料金を追納すれば、登録を維持することができます。

○ 登録料は年払いのみではなく、複数年一括して納付することもできます。

○ 登録料の受領書は発行していません。受領確認を必要とされる方は、「送付された品種登録料納付書のコピー」及び、「返信用封筒(要:切手貼付、宛名記入)」を同送して下さい。品種登録料納付書のコピーを受領印を付けて返送いたします。

3. 品種登録に関する証明等の請求関係  
証明、品種登録簿の謄抄本の交付、書類の閲覧等を請求する場合は、下表の各請求事項に係る手数料が必要となります。

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/info/ryoukin/ryoukin.html>

c 2. 検索対象「出願公表」にチェックを入れて、検索を行います。

品種登録データ検索

検索対象  出願公表と品種登録  出願公表  品種登録

農林水産物の種類  学名選択  和名選択

出願品種の名称又はその読み

出願者の氏名

出願者の住所

出願番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

出願年月日  ~  (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

出願公表の年月日  ~  (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

取下年月日  ~  (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

拒絶年月日  ~  (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

育成者の氏名

出願時の品種名称

※取下または拒絶された品種を除いて検索を行う

検索 戻る

当ホームページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者当ホームページの情報を利用して行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。  
品種登録に関する公費事項については官報または農林水産省食料産業局新事業創出推進課審査室の掲載資料にてご確認ください。

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>

c 3. 次に、検索対象「品種登録」にチェックを入れて、検索を行います。

品種登録データ検索

検索対象  出願公表と品種登録  出願公表  品種登録

農林水産植物の種類

登録品種の名称又はその読み

出願番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録年月日  ~  (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

品種登録者の名称

品種登録者の住所

特徴キーワード

※登録が維持されている品種だけを対象に検索を行う

当ホームページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。  
 品種登録に関する公表事項については官報または農林水産省食料産業局新事業創出課種苗審査室の掲載資料にてご確認ください。

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>

尚、検索対象「出願公表と品種登録」にチェックを入れて、両者を同時に検索しても OK です。

c 4. それでは、検索対象「品種登録」において、「登録品種の名称又はその読み」に、具体的に漢字の「千葉小町」を入れて検索します。結果は、「検索条件に該当するレコードが存在しません。」と表示されます。

品種登録データ検索

検索対象  出願公表と品種登録  出願公表  品種登録

農林水産植物の種類

登録品種の名称又はその読み

出願番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録年月日  ~  (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

品種登録者の名称

品種登録者の住所

特徴キーワード

※登録が維持されている品種だけを対象に検索を行う

当ホームページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。  
 品種登録に関する公表事項については官報または農林水産省食料産業局新事業創出課種苗審査室の掲載資料にてご確認ください。

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>

c 5. 次に、検索対象「品種登録」において、「登録品種の名称又はその読み」に、半角カタカナ文字で、「ファコマチ」を入れて検索します。結果は、「検索条件に該当するレコードが存在しません。」と表示されます。

品種登録データ検索

検索対象  出願公表と品種登録  出願公表  品種登録

農林水産植物の種類

登録品種の名称又はその読み

出願番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録年月日  ~  (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

品種登録者の名称

品種登録者の住所

特徴キーワード

※登録が維持されている品種だけを対象に検索を行う

当ホームページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。  
 品種登録に関する公表事項については官報または農林水産省食料産業局新事業創出課種苗審査室の掲載資料にてご確認ください。

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>

c 6. 次に、検索対象「品種登録」において、「登録品種の名称又はその読み」に、漢字の「千葉」を入れて検索します。結果は、合計5件検出されたので、そのまま印刷します。ここで、個々の「品種名称」を確認します。また、「農林水産植物の種類」と「育成者権の消滅日」も確認します。

品種登録データ検索

検索対象  出願公表と品種登録  出願公表  品種登録

農林水産植物の種類

登録品種の名称又はその読み

出願番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録年月日  ~  (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)

品種登録者の名称

品種登録者の住所

特徴キーワード

※登録が維持されている品種だけを対象に検索を行う

検索結果

合計: 5件

登録番号	出願番号	農林水産植物の種類	品種名称	品種名称(カナ)	出願日	出願公表日	出願者名/育成者権者名	登録年月日	育成者権の消滅日
460	286	Solanum lycopersicon L.	千葉ファースト	ファファースト	1981/04/10	1900/01/01	千葉薫	1983/10/29	1993/10/30
530	389	Mathiola incana (L.) R. Br.	千葉の粧	ファノゾイ	1981/09/07	1900/01/01	井田彰	1984/03/19	1990/03/20
9207	10483	Cucumis melo L.	千葉TL	ファTL	1998/01/22	1999/03/18	千葉薫	2001/08/16	
18913	20141	Fragaria L.	千葉S03-3	ファS03-3	2006/09/01	2006/12/18	千葉薫	2010/02/12	
20844	23222	Fragaria L.	千葉F-1号	ファF-1号	2008/12/03	2009/02/23	千葉薫, 国立大学法人千葉大学	2011/07/04	

当ホームページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報を用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。  
 品種登録に関する公表事項については官報または農林水産省食料産業局新事業創出課種苗審査室の掲載資料にてご確認ください。

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>



c 7. 次に、検索対象「品種登録」において、「登録品種の名称又はその読み」に、半角カタカナ文字で、「ハ」を入れて検索します。結果は、合計 28 件検出されたので、そのまま印刷します。

この様に、半角カタカナ文字を入れて検索すると、文字の種類に関係なく、その発音のデータが全て検索されます。

品種登録データ検索
検索対象: 出願公表と品種登録 出願公表 品種登録
農林水産植物の種類: 学名選択 和名選択
登録品種の名称又はその読み: ハ

検索結果
合計: 28件
http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

Table with 12 columns: 登録番号, 出願番号, 農林水産植物の種類, 品種名称, 品種名称(カナ), 出願日, 出願公表日, 出願者名/育成者権者名, 登録年月日, 育成者権の消滅日. Contains 28 rows of search results for 'ハ'.

当ホームページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負うものではありません。

http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

c 8. 次に、検索対象「品種登録」において、「登録品種の名称又はその読み」に、漢字の「小町」を入れて検索します。結果は、合計 33 件検出されたので、最初の 30 件を印刷します。その後、「次へ」をクリックして、残りの 3 件を印刷します。

品種登録データ検索
検索対象: 出願公表と品種登録 出願公表 品種登録
農林水産植物の種類: 学名選択 和名選択
登録品種の名称又はその読み: 小町

検索結果
合計: 33件
http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

Table with 12 columns: 登録番号, 出願番号, 農林水産植物の種類, 品種名称, 品種名称(カナ), 出願日, 出願公表日, 出願者名/育成者権者名, 登録年月日, 育成者権の消滅日. Contains 33 rows of search results for '小町'.

http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

品種登録データ検索
検索対象: 出願公表と品種登録 出願公表 品種登録
農林水産植物の種類: 学名選択 和名選択
登録品種の名称又はその読み: 小町

Table with 12 columns: 登録番号, 出願番号, 農林水産植物の種類, 品種名称, 品種名称(カナ), 出願日, 出願公表日, 出願者名/育成者権者名, 登録年月日, 育成者権の消滅日. Contains 3 rows of search results for '小町'.

http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

c 9. 次に、検索対象「品種登録」において、「登録品種の名称又はその読み」に、半角カタカナ文字で、「コマチ」を入れて検索します。結果は、合計58件検出されたので、最初の30件を印刷します。その後、「次へ」をクリックして、残りの28件を印刷します。

品種登録データ検索

検索対象: 出願公表 & 品種登録 / 出願公表 / 品種登録
農林水産植物の種類: 学名選択 / 和名選択
登録品種の名称又はその読み: コマチ
登録番号: (例: 1000 ~ 1200)
登録年月日: (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)
検索 戻る

http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

Table with 10 columns: 登録番号, 出願番号, 農林水産植物の種類, 品種名称, 品種名称(カナ), 出願日, 出願公表日, 出願者名/育成者権者名, 登録年月日, 育成者権の消滅日. Total 58 items.

http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

Table with 10 columns: 登録番号, 出願番号, 農林水産植物の種類, 品種名称, 品種名称(カナ), 出願日, 出願公表日, 出願者名/育成者権者名, 登録年月日, 育成者権の消滅日. Total 28 items.

当ホームページの掲載情報の正確性については万全を期しておりますが、農林水産省は利用者が当ホームページの情報をを用いて行う一切の行為について何ら責任を負ふものではありません。

http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

c 10. 尚、検索対象「品種登録」において、「登録品種の名称又はその読み」に、半角カタカナ文字で、「コマチ」を入れ、「登録が維持されている品種だけを対象に検索を行う」にチェックを入れて検索を行うと、結果は、合計27件になります。

商標法第3条第1項第1号又は同項第3号の規定に該当するかどうかも分析したいので、「登録が維持されている品種だけを対象に検索を行う」のチェックは、外した方が良いと思います。

品種登録データ検索

検索対象: 出願公表 & 品種登録 / 出願公表 / 品種登録
農林水産植物の種類: 学名選択 / 和名選択
登録品種の名称又はその読み: コマチ
登録番号: (例: 1000 ~ 1200)
登録年月日: (例: 2007/01/01 ~ 2008/01/01)
検索 戻る

http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1

Table with 10 columns: 登録番号, 出願番号, 農林水産植物の種類, 品種名称, 品種名称(カナ), 出願日, 出願公表日, 出願者名/育成者権者名, 登録年月日, 育成者権の消滅日. Total 27 items.

http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1



c 11. 以上の検索は、「農林水産植物の種類」の入力を一切していません。例えば、検索対象「品種登録」において、「登録品種の名称又はその読み」に、半角カタカナ文字で、「マフ」を入れ、「農林水産植物の種類」に「稲」を入れて検索を行うと、結果は、合計5件になります。

品種登録データ検索 English

検索対象  出願公表と品種登録  出願公表  品種登録

農林水産植物の種類

登録品種の名称又はその読み

出願番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録番号  ~  (例: 1000 ~ 1200)

登録年月日  ~  (例: 2007.01.01 ~ 2008.01.01)

品種登録者の名称

品種登録者の住所

特徴キーワード

※登録が維持されている品種だけを対象に検索を行う

検索結果

合計: 5件

登録番号	出願番号	農林水産植物の種類	品種名称	品種名称(カタ)	出願日	出願公表日	出願者名/育成者権者名	登録年月日	育成者権の消滅日
241	272	Oryza sativa L.	むつこまち	ムツコマチ	1981.03.28	1980.01.07	青森県	1982.06.07	1986.06.10
5426	6453	Oryza sativa L.	カズサコマチ	カズサコマチ	1993.12.03	1990.01.01	三井化学株式会社	1997.03.07	2006.03.08
7084	7980	Oryza sativa L.	妻小町	ヤウコマチ	1995.07.12	1999.03.12	独立行政法人農畜・食品産業技術総合研究機構	1999.03.17	
11840	13307	Oryza sativa L.	秋田産こまち	アキタコマチ	2001.03.16	2001.10.12	秋田県	2004.03.09	
16290	18258	Oryza sativa L.	浜雲こまち	ハマクモマチ	2005.04.12	2005.11.07	秋田県	2008.03.06	

<http://www.hinsyu.maff.go.jp/vips/cmm/apCMM110.aspx?MOSS=1>

特許庁における商標の審査で、第30類の「米」に類似する「農林水産植物の種類」の内容が、はっきりと確定していませんので、「農林水産植物の種類」の入力はしない方が良いでしょう。

この点について、今後、特許庁の審査で考慮する、品種登録された植物の種類を、具体的に特定して行きたいと考えております。

以上  
(原稿受領 2013. 4. 30)

**JPAA**  
Information

## ヒット商品は こうして 生まれた!

平成25年  
改訂版


### ヒット商品を支えた知的財産権

「パテント・アトニー誌」で毎号連載しております、「ヒット商品を支えた知的財産権」。

こちらの記事を一冊にまとめた「ヒット商品はこうして生まれた!」の平成25年度改訂版が完成いたしました。

従来手帳サイズだった本誌をA5サイズにリニューアルし、より見やすさをアップ!

是非ご覧いただき、知的財産、更には弁理士への理解を深めていただければ幸いです。



◆本誌をご希望の方は、[panf@jpaa.or.jp](mailto:panf@jpaa.or.jp) までご一報ください。